

国立環境研究所の遺伝資源のアクセスと利益配分に関する基本方針

平成 29 年 11 月 15 日

最終改正日：平成 31 年 1 月 22 日

国立環境研究所

国立環境研究所は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的としている。国立環境研究所は、このミッションを達成するために生物資源を利用する際には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）」、「生物の多様性に関する条約（CBD）」及び「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（名古屋議定書）」を遵守し、それらの精神を尊重するとともに、関連する日本の法令等にも従う。